



発行 新潟県

**第 10 号**

平成25年2月5日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 128 土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定（環境対策課）
- 129 換地処分（農地整備課）
- 130 建設業法による許可の取消し（監理課）
- 131 公共測量の実施通知（監理課）
- 132 道路の区域変更（道路管理課）
- 133 道路の供用開始（道路管理課）
- 134 道路の区域変更（道路管理課）
- 135 道路の供用開始（道路管理課）
- 136 道路の区域変更（道路管理課）
- 137 道路の供用開始（道路管理課）
- 138 道路の区域変更（道路管理課）
- 139 道路の供用開始（道路管理課）
- 140 道路の区域変更（道路管理課）
- 141 堤防と道路との兼用工作物の管理方法の協議成立（河川管理課）
- 142 堤防と道路との兼用工作物の管理方法の協議成立（河川管理課）
- 143 堤防と道路との兼用工作物の管理方法の協議成立（河川管理課）
- 144 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 145 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）
- 146 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）

公 告

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業振興課）

告 示

◎新潟県告示第128号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成25年2月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 指定する形質変更時要届出区域  
燕市小池字中通3660番4の一部及び3660番5の一部並びに燕市小池字上通5139番1の一部
- 2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合しない特定有害物質の種類  
ふっ素及びその化合物

◎新潟県告示第129号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、佐渡市を地域とする県営区画整理・農業用排水施設整備・農業用道路整備・農用地保全施設整備（中山間地域総合整備）事業両津北部地区に係る換地処分をした。

---

平成25年2月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

---

◎新潟県告示第130号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成25年2月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 処分をした年月日 平成24年12月4日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
佐藤建築  
佐藤 春藏
  - 3 主たる営業所の所在地  
阿賀野市笹岡352-1
  - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-19）第42767号
  - 5 処分の内容 屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成24年12月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成24年12月6日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社三栄電設  
五十嵐 隆夫
  - 3 主たる営業所の所在地  
三条市新堀1456-1
  - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-19）第5722号
  - 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成24年12月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成24年12月6日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
志田建設株式会社  
志田 榮策
  - 3 主たる営業所の所在地  
魚沼市大倉沢364-1
  - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-22）第17605号
  - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成24年12月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成24年12月12日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社成田工務店  
成田 義次
-

- 3 主たる営業所の所在地  
新発田市本田3020-3
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-19)第39047号
  - 5 処分の内容 土木工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成24年12月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成24年12月14日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
越後リマテック株式会社  
守屋 裕司
  - 3 主たる営業所の所在地  
長岡市滝谷町字狐塚1917-10
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-21)第43415号
  - 5 処分の内容 建築工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成24年12月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成24年12月17日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社杉政建設  
原 博明
  - 3 主たる営業所の所在地  
上越市大字下源入154
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第20466号
  - 5 処分の内容 左官工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成24年12月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成24年12月18日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
大河津建設株式会社  
波瀾 昭義
  - 3 主たる営業所の所在地  
燕市新興野4-76
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(特-22)第7081号
  - 5 処分の内容 管工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成24年11月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成24年12月18日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
-

朝日電業株式会社

右近 美輝雄

3 主たる営業所の所在地

燕市雀森249番地乙

4 許可番号 新潟県知事許可(般-19)第15707号

5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成24年12月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

---

1 処分をした年月日 平成24年12月18日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社宮川組

宮川 一助

3 主たる営業所の所在地

新潟市西蒲区門田100

4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第5207号

5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成24年12月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

---

1 処分をした年月日 平成24年12月18日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社中村工業

中村 政利

3 主たる営業所の所在地

上越市下源入309-2

4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第40918号

5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成24年12月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

---

1 処分をした年月日 平成24年12月27日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社オンワードビジネス

長谷川 功

3 主たる営業所の所在地

新潟市中央区幸西3-3-17

4 許可番号 新潟県知事許可(般-20)第41368号

5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成24年12月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

---

- 1 処分をした年月日 平成24年12月28日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社ミック  
重野 大輔
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市中央区東大通2-7-7
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-20)第20118号
  - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成24年12月28日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成25年1月7日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社宝重機建設  
須戸 裕二
  - 3 主たる営業所の所在地  
新発田市大字荒町字大宝地2397-1
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-19)第39066号
  - 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成25年1月7日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成25年1月7日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
村上材木店  
村上 幸一
  - 3 主たる営業所の所在地  
見附市本町3-9-45
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第16006号
  - 5 処分の内容 建築工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成25年1月7日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成25年1月11日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社菊地設備工業所  
菊地 信仁
  - 3 主たる営業所の所在地  
佐渡市下相川775-7
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-19)第11984号
  - 5 処分の内容 土木工事業、管工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成25年1月11日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

◎新潟県告示第131号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、佐渡市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年2月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（金井地区公共下水道1／500平面図作成）
- 2 作業期間 平成25年1月16日から平成25年3月28日まで
- 3 作業地域 佐渡市 三瀬川 地内 外1

◎新潟県告示第132号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年2月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 113号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
北蒲原郡聖籠町大字次第浜字達麻坂1639番12から	新	12.1～15.2メートル	36.9メートル
同郡同町大字次第浜字達麻坂1639番1まで	旧	11.9～12.7メートル	36.9メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道345号と重用

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 345号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
北蒲原郡聖籠町大字次第浜字達麻坂1639番12から	新	12.1～15.2メートル	36.9メートル
同郡同町大字次第浜字達麻坂1639番1まで	旧	11.9～12.7メートル	36.9メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道113号と重用

◎新潟県告示第133号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年2月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 113号
- 2 供用開始の区間  
北蒲原郡聖籠町大字次第浜字達麻坂1639番12から同郡同町大字次第浜字達麻坂1639番1まで

3 供用開始の期日 平成25年2月5日

#### ◎新潟県告示第134号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年2月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上塩栃尾線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市入塩川字仲山 1739 番 1 から 同市入塩川字炭田甲67番 1 まで	新	10.0～23.2メートル	274.0メートル
	旧	9.4～23.2メートル	275.5メートル

#### ◎新潟県告示第135号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年2月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 上塩栃尾線
- 2 供用開始の区間  
長岡市入塩川字仲山1739番1から同市入塩川字炭田甲67番1まで
- 3 供用開始の期日 平成25年2月5日

#### ◎新潟県告示第136号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年2月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大沢小国小千谷線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市小国町法末字前田 599 番 1 から 同市小国町法末字谷内294番 1 まで	新	4.2～30.0メートル	310.0メートル
	旧	4.0～29.0メートル	312.6メートル

#### ◎新潟県告示第137号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年2月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 大沢小国小千谷線
- 2 供用開始の区間  
長岡市小国町法末字前田599番1から同市小国町法末字谷内294番1まで
- 3 供用開始の期日 平成25年2月5日

## ◎新潟県告示第138号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年2月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小出奥只見線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
魚沼市湯之谷芋川字岩鼻18番から	新	2.6～20.0メートル	107.9メートル
同市湯之谷芋川字岩鼻28番1まで	旧	2.5～6.2メートル	112.3メートル

## ◎新潟県告示第139号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年2月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 小出奥只見線
- 2 供用開始の区間  
魚沼市湯之谷芋川字岩鼻18番から同市湯之谷芋川字岩鼻28番1まで
- 3 供用開始の期日 平成25年2月5日

## ◎新潟県告示第140号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年2月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 148号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
糸魚川市大字大野字松ノ木1207番1から	新	11.0～21.6メートル	578.8メートル
同市大字大野字古道路地7839番1まで	旧	10.2～20.9メートル	579.8メートル

## ◎新潟県告示第141号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について次のとおり協議が成立した。

なお、関係図書は、新潟県新潟地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成25年2月5日

新潟県新潟地域振興局長

- 1 河川の名称  
一級河川信濃川水系中ノ口川
- 2 河川管理施設の名称または種類  
中ノ口川左岸堤防
- 3 河川管理施設の位置  
(1) 新潟市西蒲区上小吉1606番地先から新潟市西蒲区小吉2183番4地先まで  
(2) 新潟市西蒲区六分93番地先から新潟市西蒲区六分1番1地先まで
- 4 管理を行う者の名称及び住所  
名称 道路管理者 新潟市長 篠田 昭  
住所 新潟市中央区学校町通1番町602番地1
- 5 管理の内容  
(1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の付属物その他専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の付属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕  
(2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持  
(3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間  
平成25年1月11日から道路の存続する日まで

## ◎新潟県告示第142号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について次のとおり協議が成立した。

なお、関係図書は、新潟県新潟地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成25年2月5日

新潟県新潟地域振興局長

- 1 河川の名称  
一級河川信濃川水系西川
- 2 河川管理施設の名称または種類  
西川左岸及び右岸堤防
- 3 河川管理施設の位置  
(1) 新潟市西蒲区原字タテ3065番地先から新潟市西蒲区原字タテ3324番1地先まで  
(2) 新潟市西蒲区平野字下山屋敷1337番2地先から新潟市西蒲区川崎字屋敷添76番1地先まで  
(3) 新潟市西蒲区鮎字原372番1地先から新潟市西蒲区鮎字大沼639番地先まで
- 4 管理を行う者の名称及び住所  
名称 道路管理者 新潟市長 篠田 昭  
住所 新潟市中央区学校町通1番町602番地1
- 5 管理の内容  
(1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の付属物その他専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の付属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕  
(2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持  
(3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間  
平成25年1月9日から道路の存続する日まで

## ◎新潟県告示第143号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について次のとおり協議が成立した。

なお、関係図書は、新潟県三条地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成25年2月5日

新潟県三条地域振興局長

- 1 河川の名称  
一級河川信濃川水系加茂川
- 2 河川管理施設の名称または種類  
加茂川左岸堤防
- 3 河川管理施設の位置  
加茂市大字加茂新田字加茂川通9751番地先から南蒲原郡田上町大字保明新田字曲途1466番2地先まで
- 4 管理を行う者の名称及び住所  
名称 道路管理者 加茂市長 小池 清彦  
住所 加茂市幸町二丁目3番5号
- 5 管理の内容  
(1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の付属物その他専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の付属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕  
(2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持  
(3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間  
平成20年3月26日から道路の存続する日まで

◎新潟県告示第144号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成25年2月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 村上地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
砥沢地区	岩船郡関川村大字金丸	次の図のとおり	土石流
大沢地区	岩船郡関川村大字蛇喰	次の図のとおり	土石流
男沢地区	岩船郡関川村大字蛇喰	次の図のとおり	土石流
蛇喰地区	岩船郡関川村大字蛇喰	次の図のとおり	土石流
ヤチ田地区	岩船郡関川村大字蛇喰	次の図のとおり	地すべり
荒川口地区	村上市荒川口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒川口(2)地区	村上市荒川口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒川口(3)地区	村上市荒川口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒川口(4)地区	村上市荒川口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒川口(5)地区	村上市荒川口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

荒川口(6)地区	村上市荒川口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒川口(7)地区	村上市荒川口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒川口(8)地区	村上市荒川口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
茶が沢地区	村上市荒川口	次の図のとおり	土石流
トイタ沢地区	村上市荒川口	次の図のとおり	土石流
セキダ沢地区	村上市荒川口	次の図のとおり	土石流
中ノ沢地区	村上市荒川口	次の図のとおり	土石流
宮ノ沢地区	村上市荒川口	次の図のとおり	土石流
シモフラ沢地区	村上市荒川口	次の図のとおり	土石流
コトウゲ沢地区	村上市荒川口	次の図のとおり	土石流
アゲ沢地区	村上市荒川口	次の図のとおり	土石流
学校山沢地区	村上市荒川口	次の図のとおり	土石流
茶が沢2地区	村上市荒川口	次の図のとおり	土石流
中東(1)地区	岩船郡関川村大字中東	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中東(2)地区	岩船郡関川村大字中東	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中東(3)地区	岩船郡関川村大字中東	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中東(4)地区	岩船郡関川村大字中東	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中東(5)地区	岩船郡関川村大字中東	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中東(6)地区	岩船郡関川村大字中東	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中東(7)地区	岩船郡関川村大字中東	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田麦(1)地区	岩船郡関川村大字中東	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田麦(2)地区	岩船郡関川村大字中東	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中東川地区	岩船郡関川村大字中東	次の図のとおり	土石流
柿ノ木沢地区	岩船郡関川村大字中東	次の図のとおり	土石流
田麦沢地区	岩船郡関川村大字中東	次の図のとおり	土石流

上山沢地区	岩船郡関川村大字中束	次の図のとおり	土石流
コグラソ地区	岩船郡関川村大字中束	次の図のとおり	土石流
水上沢地区	岩船郡関川村大字中束	次の図のとおり	土石流
オブスナ沢地区	岩船郡関川村大字中束	次の図のとおり	土石流
中束(1)地区	岩船郡関川村大字中束	次の図のとおり	土石流
大林地区	岩船郡関川村大字中束	次の図のとおり	地すべり
中束地区	岩船郡関川村大字中束	次の図のとおり	地すべり
大須戸地区	村上市大須戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大須戸(2)地区	村上市大須戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大須戸(3)地区	村上市大須戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大須戸(4)地区	村上市大須戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大須戸(5)地区	村上市大須戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大須戸(6)地区	村上市大須戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大須戸(7)地区	村上市大須戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
沢入地区	村上市大須戸	次の図のとおり	土石流
オグリ沢地区	村上市大須戸	次の図のとおり	土石流
行部沢地区	村上市大須戸	次の図のとおり	土石流
庄右ヱ門沢(1)地区	村上市大須戸	次の図のとおり	土石流
庄右ヱ門沢(2)地区	村上市大須戸	次の図のとおり	土石流
ゴリン沢地区	村上市大須戸	次の図のとおり	土石流
ボウ沢地区	村上市大須戸	次の図のとおり	土石流
上沢地区	村上市大須戸	次の図のとおり	土石流
コシガエ沢地区	村上市大須戸	次の図のとおり	土石流
コシガエ北沢地区	村上市大須戸	次の図のとおり	土石流
大行沢(1)地区	村上市大須戸	次の図のとおり	土石流

大行北沢地区	村上市大須戸	次の図のとおり	土石流
大行沢(3)地区	村上市大須戸	次の図のとおり	土石流
小栗沢地区	村上市大須戸	次の図のとおり	土石流
大須戸地区	村上市大須戸	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県村上地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

## 2 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
きりん荘地区	東蒲原郡阿賀町鹿瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
丈山地区	東蒲原郡阿賀町向鹿瀬	次の図のとおり	地すべり
大牧(1)地区	東蒲原郡阿賀町大牧	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大牧(2)地区	東蒲原郡阿賀町大牧	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
唐沢地区	東蒲原郡阿賀町大牧	次の図のとおり	土石流
大沢(1)地区	東蒲原郡阿賀町大牧	次の図のとおり	土石流
大沢(2)地区	東蒲原郡阿賀町大牧	次の図のとおり	土石流
大沢(3)地区	東蒲原郡阿賀町大牧	次の図のとおり	土石流
京ノ瀬地区	東蒲原郡阿賀町京ノ瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
清川地区	東蒲原郡阿賀町京ノ瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蟹沢地区	東蒲原郡阿賀町京ノ瀬	次の図のとおり	土石流
京ノ瀬地区	東蒲原郡阿賀町京ノ瀬	次の図のとおり	地すべり
清川地区	東蒲原郡阿賀町京ノ瀬	次の図のとおり	地すべり
角島(1)地区	東蒲原郡阿賀町角島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
角島(2)地区	東蒲原郡阿賀町角島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
槇沢川地区	東蒲原郡阿賀町角島	次の図のとおり	土石流
角島地区	東蒲原郡阿賀町角島	次の図のとおり	地すべり
広手(1)地区	東蒲原郡阿賀町東山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

広手(2)地区	東蒲原郡阿賀町東山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
広手(3)地区	東蒲原郡阿賀町東山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
後山沢地区	東蒲原郡阿賀町東山	次の図のとおり	土石流
ゴウシ沢地区	東蒲原郡阿賀町東山	次の図のとおり	土石流
タケノ沢地区	東蒲原郡阿賀町東山	次の図のとおり	土石流
面倉(2)地区	東蒲原郡阿賀町東山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
面倉(3)地区	東蒲原郡阿賀町東山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
エムツムキ沢地区	東蒲原郡阿賀町東山	次の図のとおり	土石流
沼田尻沢地区	東蒲原郡阿賀町東山	次の図のとおり	土石流
面倉沢地区	東蒲原郡阿賀町東山	次の図のとおり	土石流
中山(1)地区	東蒲原郡阿賀町東山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中山(2)地区	東蒲原郡阿賀町東山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
太田沢地区	東蒲原郡阿賀町東山	次の図のとおり	土石流
黒岩沢・東ノ沢地区	東蒲原郡阿賀町東山	次の図のとおり	土石流
太田(1)地区	東蒲原郡阿賀町豊川甲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
太田(2)地区	東蒲原郡阿賀町豊川甲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝ノ口沢地区	東蒲原郡阿賀町豊川甲	次の図のとおり	土石流
大尾地区	東蒲原郡阿賀町七名乙	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
後川地区	東蒲原郡阿賀町七名乙	次の図のとおり	土石流
宮ノ沢地区	東蒲原郡阿賀町七名乙	次の図のとおり	土石流
黒倉(1)地区	東蒲原郡阿賀町七名乙	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
黒倉(2)地区	東蒲原郡阿賀町七名乙	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
薪世沢地区	東蒲原郡阿賀町七名乙	次の図のとおり	土石流
丸淵(1)地区	東蒲原郡阿賀町七名乙	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
丸淵(2)地区	東蒲原郡阿賀町七名乙	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

丸瀨(3)地区	東蒲原郡阿賀町七名乙	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中棒目貫沢北沢地区	東蒲原郡阿賀町七名乙	次の図のとおり	土石流
中棒目貫沢南沢地区	東蒲原郡阿賀町七名乙	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所に備え置いて縦覧に供する。)

#### ◎新潟県告示第145号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年2月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

#### 1 村上地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
砥沢地区	岩船郡関川村大字金丸	次の図のとおり	土石流
荒川口地区	村上市荒川口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒川口(2)地区	村上市荒川口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒川口(3)地区	村上市荒川口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒川口(4)地区	村上市荒川口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒川口(5)地区	村上市荒川口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒川口(6)地区	村上市荒川口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒川口(7)地区	村上市荒川口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒川口(8)地区	村上市荒川口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
茶が沢地区	村上市荒川口	次の図のとおり	土石流
トイタ沢地区	村上市荒川口	次の図のとおり	土石流
セキダ沢地区	村上市荒川口	次の図のとおり	土石流
中ノ沢地区	村上市荒川口	次の図のとおり	土石流
宮ノ沢地区	村上市荒川口	次の図のとおり	土石流
シモフラ沢地区	村上市荒川口	次の図のとおり	土石流

コトウゲ沢地区	村上市荒川口	次の図のとおり	土石流
アゲ沢地区	村上市荒川口	次の図のとおり	土石流
学校山沢地区	村上市荒川口	次の図のとおり	土石流
茶が沢2地区	村上市荒川口	次の図のとおり	土石流
中束(1)地区	岩船郡関川村大字中束	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中束(2)地区	岩船郡関川村大字中束	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中束(3)地区	岩船郡関川村大字中束	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中束(4)地区	岩船郡関川村大字中束	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中束(5)地区	岩船郡関川村大字中束	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中束(6)地区	岩船郡関川村大字中束	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中束(7)地区	岩船郡関川村大字中束	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田麦(1)地区	岩船郡関川村大字中束	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大須戸地区	村上市大須戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大須戸(2)地区	村上市大須戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大須戸(3)地区	村上市大須戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大須戸(4)地区	村上市大須戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大須戸(5)地区	村上市大須戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大須戸(6)地区	村上市大須戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大須戸(7)地区	村上市大須戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
行部沢地区	村上市大須戸	次の図のとおり	土石流
庄右ヱ門沢(1)地区	村上市大須戸	次の図のとおり	土石流
庄右ヱ門沢(2)地区	村上市大須戸	次の図のとおり	土石流
ボウ沢地区	村上市大須戸	次の図のとおり	土石流
上沢地区	村上市大須戸	次の図のとおり	土石流
大行北沢地区	村上市大須戸	次の図のとおり	土石流

大行沢(3)地区	村上市大須戸	次の図のとおり	土石流
----------	--------	---------	-----

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県村上地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

## 2 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
きりん荘地区	東蒲原郡阿賀町鹿瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大牧(1)地区	東蒲原郡阿賀町大牧	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大牧(2)地区	東蒲原郡阿賀町大牧	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大沢(1)地区	東蒲原郡阿賀町大牧	次の図のとおり	土石流
大沢(2)地区	東蒲原郡阿賀町大牧	次の図のとおり	土石流
大沢(3)地区	東蒲原郡阿賀町大牧	次の図のとおり	土石流
京ノ瀬地区	東蒲原郡阿賀町京ノ瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
清川地区	東蒲原郡阿賀町京ノ瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蟹沢地区	東蒲原郡阿賀町京ノ瀬	次の図のとおり	土石流
角島(1)地区	東蒲原郡阿賀町角島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
角島(2)地区	東蒲原郡阿賀町角島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
槇沢川地区	東蒲原郡阿賀町角島	次の図のとおり	土石流
広手(1)地区	東蒲原郡阿賀町東山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
広手(2)地区	東蒲原郡阿賀町東山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
広手(3)地区	東蒲原郡阿賀町東山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
後山沢地区	東蒲原郡阿賀町東山	次の図のとおり	土石流
タケノ沢地区	東蒲原郡阿賀町東山	次の図のとおり	土石流
面倉(2)地区	東蒲原郡阿賀町東山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
面倉(3)地区	東蒲原郡阿賀町東山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
面倉沢地区	東蒲原郡阿賀町東山	次の図のとおり	土石流

中山(1)地区	東蒲原郡阿賀町東山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
太田沢地区	東蒲原郡阿賀町東山	次の図のとおり	土石流
黒岩沢・東ノ沢地区	東蒲原郡阿賀町東山	次の図のとおり	土石流
太田(1)地区	東蒲原郡阿賀町豊川甲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
後川地区	東蒲原郡阿賀町七名乙	次の図のとおり	土石流
宮ノ沢地区	東蒲原郡阿賀町七名乙	次の図のとおり	土石流
黒倉(1)地区	東蒲原郡阿賀町七名乙	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
丸瀨(1)地区	東蒲原郡阿賀町七名乙	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所に備え置いて縦覧に供する。)

### ◎新潟県告示第146号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成25年2月5日

新潟県三条地域振興局長

- 1 指定道路の種類  
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日  
平成25年1月25日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
燕市水道町三丁目320番1の内	5.90	25.09

## 公 告

### 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成25年2月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 あすとびあ高田  
所在地 上越市本町五丁目195番  
設置者 高田まちづくり株式会社
- 2 届出の概要及び公告日  
概 要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出  
公告日 平成24年9月25日
- 3 意見の概要  
(1) 上越市からの意見の概要  
意見なし。

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

7 縦覧期間

平成25年2月5日から平成25年3月5日まで